

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (社会資本整備審議会)

－ 公共建築工事の発注者の役割 －

- 平成28年6月20日諮問
- 平成29年1月20日答申
- 建築分科会官公庁施設部会において、4回にわたり審議
(部会長:大森文彦 東洋大学法学部教授、弁護士)

大臣官房 官庁営繕部
平成29年1月20日

公共建築工事において

- 「1. **発注者の役割**」を明確にし、
「2. **その役割を果たすための方策**」
を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)
○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村割りで技術者ゼロ)
○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)
○ 一方で、公共建築工事において、**発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況**

1. 発注者の役割

A : 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

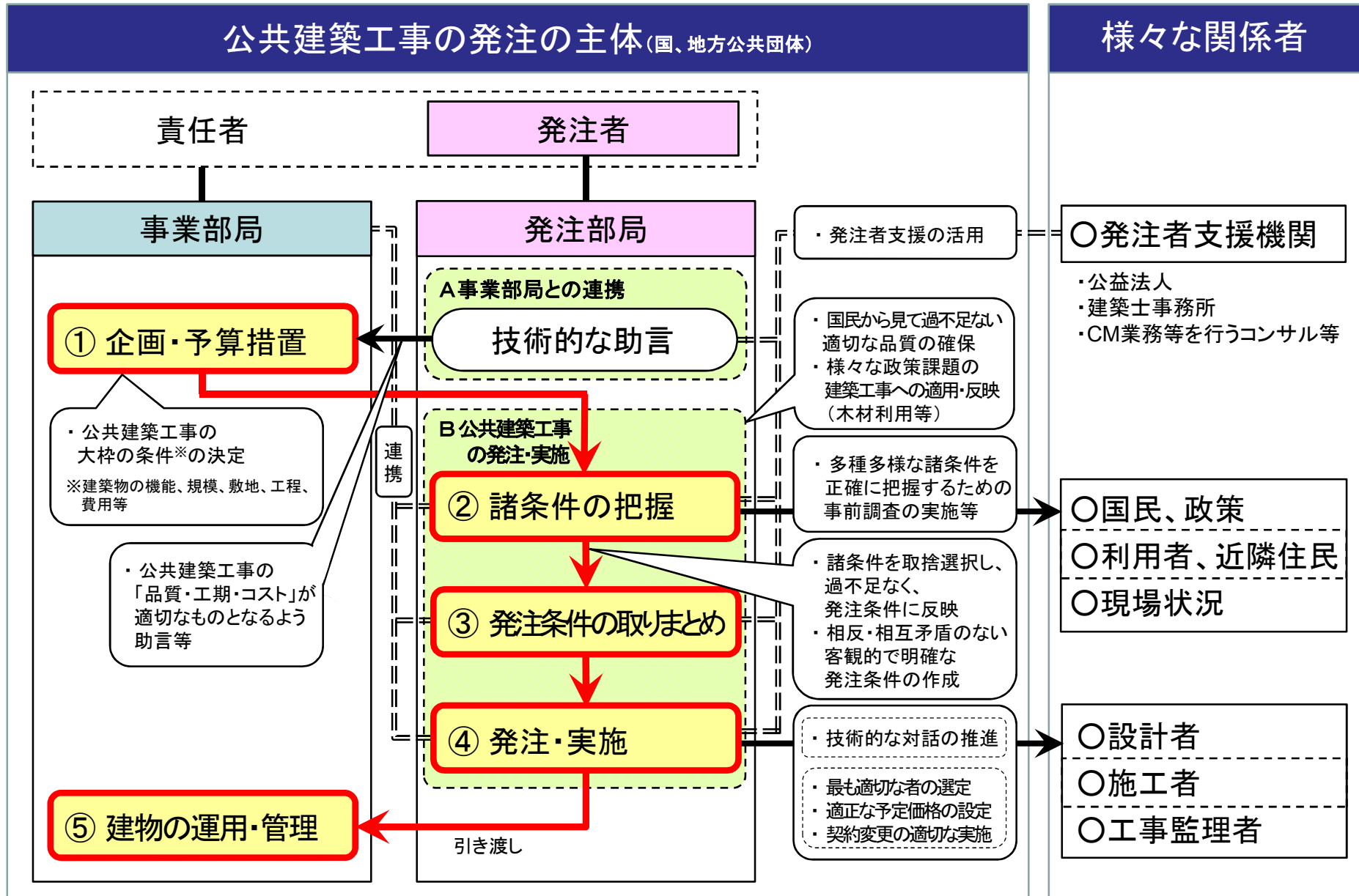
B : 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの
公共建築工事の
適切な実施に資する



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。